

## 海域ワーキンググループ 今後の予定

年月	科学委員会	海域WG		
		海域ワーキンググループ会合	保全状況報告	
R4	4月			
	5月		トド関連報告案 (たたき台)作成	
	6月			
	7月		令和4年度第1回(令和4年(2022年)7月)	
	8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期モニタリング項目評価調書について</li> <li>・第44回世界遺産委員会決議に係る保全状況報告について</li> <li>・知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画(第4期)の策定について</li> </ul>	トド関連報告書案 作成
	9月	令和4年度第1回委員会 (令和4年9月)		第44回世界遺産委員会決議に係る知床の保全状況報告書(案)作成
	10月			関係機関との調整 翻訳作業
	11月			
	12月			報告期限 12月1日
R5	1月		令和4年度第2回(令和5年(2023年)1~2月)	
	2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期モニタリング項目評価調書について</li> <li>・知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画定期報告書について</li> <li>・知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画(第4期)の策定について</li> </ul>	
	3月	令和4年度第2回委員会 (令和5年3月)		

## 知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画の見直しについて

- ・ 現計画をベースとして、知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画の更新及び海洋環境の変化等に対応した内容となるよう海域WGで検討の上、見直しを行う。
- ・ 令和4年度に検討を行い、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

### 見直しの方向性（案）

#### 1 はじめに

##### (1) 計画策定の背景

第4期計画に関する記述の追加

##### (2) 計画の目的

##### (3) 管理対象地域

#### 2 前期計画の総括

##### (1) 知床周辺海域の現状

最新の情報に更新

##### (2) 計画のあり方と今後の方向性

第1期長期モニタリング計画の評価を踏まえた内容の更新

##### (3) モニタリングについて

第2期長期モニタリング計画の内容を踏まえた内容の更新

#### 3 保護管理等の基本的な考え方

##### (1) 基本方針

##### (2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理等の考え方

遺産地域内の生態系

知床海洋生態系の順応的管理

地域社会とのつながり

地球温暖化を含む気候変動への対応

最新の情報に更新

##### (3) 各種構成要素の保護管理等の考え方

ア 海洋環境と低次生産

イ 沿岸環境

(ア) 海洋汚染

(イ) 自然景観

(ウ) 漂流・漂着ごみ

ウ 魚介類

エ 海棲哺乳類

・ トド

・ アザラシ類

・ 鯨類

・ 鳥類

・ 海鳥類

・ 海ワシ類

##### (4) 地域社会

第1期長期モニタリング計画の評価および  
第2期長期モニタリング計画の内容を踏まえた  
更新

4 保護管理措置等

(1) 海洋環境と低次生産

(2) 沿岸環境

ア 海洋汚染

イ 自然景観

ウ 漂流・漂着ごみ

(3) 指標種

ア サケ類

イ スケトウダラ

ウ スルメイカ

エ トド

オ ゴマフアザラシ

カ シャチ

キ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ

ク オオワシ・オジロワシ

(4) 地域社会

ア 海洋生態系の保全と地域振興

イ 海洋レクリエーション

ウ 地球温暖化を含む気候変動と地域社会

・ 第1期長期モニタリング計画の評価および  
第2期長期モニタリング計画の内容を踏まえた更新  
・ 世界遺産委員会決議に係る保全状況報告書の内容を踏まえた更新

5 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

(2) 計画期間

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)までの5年間

見直しのスケジュール(案)

	4~6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
素案作成	→										
海域WG		→						→			
素案決定			→								
住民説明会				→	→						
パブリックコメント						→	→				
計画案決定								→			
計画策定										→	
計画施行											→

計画の英文への翻訳作業は令和6年度(2024年度)に実施を予定。

## 第 44 回世界遺産委員会決議に係る知床の保全状況報告書について

### 【決議項目 4】海域 WG 担当

日本とロシア連邦の締約国間で行われているトドの個体群調査のための継続的な協力を歓迎するが、しかしながら個体群のデータが欠如したままの状態<sup>1</sup>で継続されているトドの駆除に対する懸念を再度表明し、当該国に、個体群管理に資するために、可能な限り個体群動態モデルの開発を加速するよう強く促す（urge）；

(1)

現在、新たな管理方法の検討中であることを記載。

(2)

記載範囲と内容は検討の進捗状況により流動的  
次回トド管理検討会の開催は 5 月を予定

(3)

### 【決議項目 5】海域 WG 担当

本亜種に関する正確で包括的なデータが利用可能になるまで、国際的な助言を考慮し、予防アプローチを採用し、トドの個体群に対する現在の駆除レベルを見直し、必要に応じて縮小または中止することを当該国に再度強く促す；

(1)

(2)

現状では第 43 回決議時の報告内容に準拠した記述となることを想定。

(3)

【参考：第 43 回世界遺産委員会決議に係る知床の保全状況報告書】

【決議項目 4】

鰭脚類による継続中の沿岸漁業被害の報告、及び、非致死対策が被害削減にまだ効果を発揮していないという結論に留意し、当該国に、漁業被害軽減における効果の観点から駆除継続の正当性の説明を要請し、本亜種に関する正確で包括的なデータはまだ欠如していることを考慮し、管理のためにそうしたデータが提供されるまでは予防アプローチに基づいて、トドの現在の駆除レベルを見直すよう強く促す (urge)；

a) 漁業被害について

- ・ 漁業者は、持続的な水産資源の利用を達成するため、操業隻数の上限設定、休漁期間や操業期間内の休漁日の設定、操業時間の短縮、漁具漁法の制限、漁獲物サイズの規制などの自主的な管理のほか、安定した漁業の営みに必要な所得の確保のため、漁獲物の鮮度保持等による漁獲物単価の向上や、生産コストの削減に取り組んでいる。
- ・ 採捕による対策と、トドの来遊状況に応じた漁網の設置場所の移動や散弾銃 (shot gun) を用いた非致死性弾 (non-lethal bullets) による追い払いなどの非致死対策を併用したことで、現状の被害レベルに抑えられ、急激な漁業の衰退は避けられた。

b) 漁業被害を軽減させるための非致死的方法について

- ・ 採捕以外に漁業被害を軽減させるための取組として、これまで行ってきたトドの来遊状況に応じた漁網の設置場所の移動や、散弾銃 (shot gun) を用いた非致死性弾 (non-lethal bullets) による追い払いなどのほか、破網被害を防ぐ試みとして、2018 年、2019 年に根室海峡のタラ固定式刺し網漁業において強化刺し網実証試験を実施している。強化刺し網は通常の刺し網よりも経済的な負担や操業時の扱いづらさなどの課題があるが、破網被害の軽減効果が見られており、強化刺し網の普及について試験を継続していく。
- ・ 漁業者が取り組む強化刺し網など改良漁具の導入や、散弾銃 (shot gun) を用いた非致死性弾 (non-lethal bullets) による追い払い等の対策について、国及び地方自治体が支援している。

c) 結論

- ・ 採捕による対策と、トドの来遊状況に応じた漁網の設置場所の変更や、散弾銃 (shot gun) を用いた非致死性弾 (non-lethal bullets) による追い払いなどの非致死対策を併用したことで、現状の被害レベルに抑えられ、急激な漁業の衰退は避けられた。
- ・ しかし、現状の漁業被害を軽減させるための非致死的方法は、低いレベルでしか効果を発揮していないことから、現状の駆除レベルを維持しつつ、決議項目 3 の科学的データの蓄積と解析を継続し、駆除レベルの見直しへと進めていきたい。
- ・ 根室海峡来遊群のトドに係るモニタリングを実施した上で、これら漁業被害を軽減させる取組を継続しながら、持続的な水産資源の利用による安定的な漁業の営みと海洋生態系の保全の両立を図っていく。

【決議項目 5】

管理計画及び多利用型統合的の海域管理計画においてトドのモニタリングや管理の詳細が欠如していることに懸念を持って留意し、当該国に、確実に、これらの文書がさらに強化され、トド個体群管理に対して予防的アプローチを反映したものとなるよう要請する；

- トドのモニタリングは、従来陸上からの direct count により行われてきた。これは海岸沿いの数カ所の地点において、沿岸域で遊泳するトドの群れを定位計数するものである。この手法は知床半島沿岸を利用するトド個体をスナップショット的に把握するものであり、得られるデータは、千島列島南部を含む広大な海域を生息域とする根室海峡来遊群全体の population level としては、明らかな過少推定である。
- そのため、上述【決議項目 3】(b)のように mark-recapture method を用いた個体群推定に着手したところであり、この結果を得たのちに根室海峡周辺海域に來遊するトドの管理モデルを作成する予定である。
- トドの管理モデルを作成する予定であるが、現時点ではトド採捕管理方法を変更する予定はない。上記の管理モデルが完成するまでは、そのプロセスを多利用型統合的の海域管理計画 (5 年毎に見直しを実施中) に明記する。